

杉戸町避難行動要支援者避難支援計画

杉戸町

平成30年1月 作成

平成30年4月 改訂

目 次

第1章 総則

- 1 作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 作成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 対象者の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 杉戸町避難行動要支援者登録制度・・・・・・・・・・2
- 5 計画の評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 平常時の対策

- 1 避難行動要支援者情報の把握・・・・・・・・・・・・・3
- 2 避難支援等関係者の選出・・・・・・・・・・・・・5
- 3 個別計画の作成の進め方・・・・・・・・・・・・・5
- 4 避難情報等の発令・伝達・・・・・・・・・・・・・6
- 5 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・8
- 6 避難施設等の整備・・・・・・・・・・・・・9
- 7 普及啓発等・・・・・・・・・・・・・10

第3章 災害発生時の対応

- 1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認・・・・・・・・13
- 2 避難所における支援・・・・・・・・・・・・・15
- 3 在宅の避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・16
- 4 応急仮設住宅への入居・・・・・・・・・・・・・17

様式第1号 避難行動要支援者登録制度届出書兼個別計画

様式第2号 避難行動要支援者登録制度登録内容変更・抹消届出書

様式第3号 避難行動要支援者名簿及び登録台帳（写）受領書兼誓約書

第1章 総則

1 作成の目的

東日本大震災や阪神・淡路大震災をはじめとした大地震や、近年、頻繁に発生している集中豪雨等による風水害など、迅速な避難や救護が必要となるような大災害においては、高齢者や障がい者といった、いわゆる避難行動要支援者が、逃げ遅れや避難所などでのストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

このような災害から避難行動要支援者を守るためには、あらかじめ避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。そのためには、災害時の「自助」「共助」及び「公助」のうち「自助」が困難である避難行動要支援者を特定し、その一人ひとりについて、災害時における避難支援等関係者や避難所での必要な支援について定める「避難支援計画」を作成し、「共助」と「公助」でのカバーを行う必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に基づき、杉戸町地域防災計画に位置付けるとともに、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。これにより「自助」「共助」及び「公助」の役割を確認しながら、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全を確保することを目的とする。

2 作成の考え方

避難支援計画は、作成の考え方や具体的な推進手法等を定めた「避難支援計画」（以下「全体計画」という。）と杉戸町避難行動要支援者登録制度実施要綱様式第1号（以下「様式第1号」という。）による個別計画の2つの計画により構成する。

全体計画とは、この計画のことを指し、平常時の支援策と災害発生時の支援策における基本的な方針や対策を定めたものである。

また、個別計画とは、この全体計画に基づいて、様式第1号により避難行動要支援者一人ひとりの特性に応じて作成したものを指し、災害時において、この個別計画に沿った避難支援を行って避難行動要支援者一人ひとりの安心・安全を確保することを目的としている。

3 対象者の考え方

避難支援計画の作成には、その対象となる避難行動要支援者を特定することが前

提となる。そこで、避難行動要支援者の概念を踏まえた上で、本町における避難支援計画の対象者となる避難行動要支援者は、次に掲げる者のうち、災害時の避難等において支援が必要な者とする。

また、これに該当しない者についても、様々な状況などにより本人や家族からの申し出等があった場合には、避難行動要支援者の概念に基づき、柔軟に対応する。

ア 身体障がい者のうち、身体障害者手帳 1 級又は 2 級の者

イ 知的障がい者のうち、療育手帳の程度が㊦又は A の者

ウ 精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の者

エ 難病患者のうち、自力で避難することなどに支障が生ずるおそれのある者

オ 75 歳以上のひとり暮らしの者

カ 75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

キ 介護保険で要介護の認定を受けた者

ク 前各項目に掲げるもののほか支援が必要な者

※ なお、対象者のうち、施設に入所している者については、当該施設内での共助によって安全確保等の対応が可能であると考えられるため、対象者から除外する。

4 杉戸町避難行動要支援者登録制度

次章以降で述べる避難行動要支援者の支援のために必要な避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の作成及びその運用については、その一連の仕組みを「杉戸町避難行動要支援者登録制度実施要綱」に基づいて、町において避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者が在住する各地域の実情に応じて、地域の福祉・保健・医療関係者、防災等関係者及び地域住民の代表者等の協力を得ながら、役割分担をして実施する。

5 計画の評価・検証

町は、計画の運用後、その実施内容及び効果について評価・検証し、実施により得られた知見や課題を精査することにより、実情に合った、より効果的な支援を行うための個別計画の見直しを行い、必要に応じて全体計画の修正・改訂を行う。

第2章 平常時の対策

1 避難行動要支援者情報の把握

(1) 情報の収集と共有の方法

災害時に避難行動要支援者に対する迅速かつ的確な支援を行うためには、平常時において、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握しておくことが不可欠であり、その情報について、関係者間で共有し、災害時にこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

この避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号（携帯電話）その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事項
- キ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を年1回以上更新し、名簿情報を最新状態に保つ。

また、町は、平常時からの避難行動要支援者に対する施策（民生委員・児童委員による見守り対策や相談・支援活動等）との関連性を踏まえた上で、次に掲げる（ア）と（イ）の方式を併用しながら個別計画作成対象者を絞り込み、個別計画の作成を進める。

その際には、名簿情報を提供することに同意した者の名簿情報を、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供する。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿

情報を提供する（この場合は名簿情報を提供することについて本人の同意は得ない）。

（ア）手上げ方式

町は、広報紙、ホームページ等を利用して、「杉戸町避難行動要支援者登録制度」を広く周知する。制度の対象者のうち、災害時の避難支援を希望し、平常時から民生委員・児童委員や自主防災組織等の避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意するものは、杉戸町避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、所定の様式により、避難行動要支援者名簿への登載を町長に申し出るものとする。

当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

（イ）同意方式

町は、次の方法による避難行動要支援者全体の把握（保有するシステム等で可能な範囲）による文書の送付や、家族、地域住民及び福祉団体、国際交流団体などの関係団体、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力により、避難行動要支援者名簿への登載を働きかけることで、支援が必要な避難行動要支援者の登録漏れをカバーする。

登録に際しては、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に対して個人情報を開示することについて、避難行動要支援者から同意を得る。

① 高齢者（高齢介護課）

民生委員・児童委員との連携による実態調査等により全体を把握する。

② 要介護者（高齢介護課）

要介護認定情報等により全体を把握する。

③ 障がい者（福祉課）

各種障がい者手帳の所持及び台帳における情報等により全体を把握する。

（２）把握する情報

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、家族構成等の基本情報のほか、身体状況等の要支援要因に加え、それぞれが必要とする支援についても把握する必要があるため、これら避難行動要支援者に関する情報は、様式第１号により把握する。

この様式については、避難行動要支援者本人が記入し提出することを原則とするが、避難行動要支援者本人の記入・提出が困難な場合には、家族等による記入・提出により、情報を把握する。

（３）情報の管理方法

町は、収集した情報について、災害発生時の状況での利便性を考慮して電子データ（データベース化）及び紙媒体の双方で登録台帳を作成し管理するものとする。

電子データでの管理については、部外の職員がデータを閲覧することができないよう、データを閲覧・更新する職員をあらかじめ所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとし、パスワード等については、指定された職員以外に漏えいしないよう厳正な管理を行う。また、紙媒体での管理は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないよう厳重に管理する。

この情報を共有する関係者への提供については、情報の漏えいや改ざん等の危険性を考慮して、紙媒体による提供を行うものとし、個人情報の保護について誓約書の提出等の必要な措置を講じた上、厳重かつ適切な安全管理措置を徹底させる。

なお、避難行動要支援者への的確な支援については、常に最新の情報に基づいた個別計画が必須であることから、個別計画に記載されている情報に更新すべきものが明らかになった場合は、町が随時更新し、更新した場合は、共有者すべてに更新した情報を迅速に提供するものとする。

さらに、本人及び周囲の状況の変化による登録の抹消も含め、個別計画の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、個別計画の作成時と同様の手法による記載内容及び情報伝達方法等の確認を定期的実施するものとする。

２ 避難支援等関係者の選出

町は、民生委員・児童委員等福祉関係者等へ制度の周知と協力を働きかけ、地域ボランティア等の協力を得ながら避難行動要支援者に対応する共助を行うための避難支援者等関係者の選出を支援する。

なお、避難支援者等関係者の選出に当たっては、避難行動要支援者の支援は避難支援等関係者の任意の協力により行われるものであって責任を伴うものではないこと、また、避難支援等関係者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の安全な避難には、避難行動要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、避難行動要支援者、避難支援等関係者の双方に十分な理解を得ることとする。

３ 個別計画の作成の進め方

（１）町の推進体制

町の庁内横断的組織として「避難行動要支援者支援班」（以下「支援班」という。）を設ける。支援班は、くらし安全課・福祉課・高齢介護課の職員により構成

する。

（２）個別計画の作成

個別計画の作成に当たっては、避難行動要支援者本人が安心カード等を活用し、家族・知人・自治会等の実際に避難支援に携わる関係者や民生委員・児童委員など地域福祉関係者等と相談のうえ、様式第1号により作成することを基本とする。

また、これら関係者が中心となり、避難行動要支援者本人が日常利用している保健福祉サービス、医療サービス関係者と連携しながら、避難行動要支援者本人から日常の生活状況や、障がい、疾病等の状況を考慮し、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について検討し、作成する。

（３）個別計画の共有

個別計画は、避難行動要支援者本人やその家族、町の必要最小限の関係部署のほか、避難支援等関係者などの避難行動要支援者本人が同意した者で、様式第1号及び杉戸町避難行動要支援者登録台帳により情報を共有する。個別計画には、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれていることから、共有する際には、杉戸町避難行動要支援者登録制度実施要綱様式第3号による誓約書の提出により守秘義務を確保し、個人情報保護の徹底を図る。

なお、個人情報の共有（提供）に当たっては、杉戸町個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の目的外使用や第三者提供などについて杉戸町個人情報保護審議会への諮問・承認などの手続きが必要となることに留意する。

4 避難情報等の発令・伝達

避難準備情報、避難勧告・指示等の避難情報については、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づいて、発令の判断基準を明確化する。

（１）情報伝達ルート

町は、避難準備情報等の重要情報について、各自治会・町内会長等を通じて避難行動要支援者及び避難支援等関係者に情報を伝達することを基本とする。

また、町は福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し確実に情報伝達する体制の整備に努めるとともに、不在時等を考慮し、複数のルートを定めておくものとする。

（２）情報伝達手段

町は、「避難準備情報」等の避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して避難行動要支援者へ伝達すべき情報がある場合には、避難行動要支援者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう防災行政無線・広報車・テレビ放送等により避難支援等関係者を通じて情報の伝達に努める。

情報の伝達手段については、避難行動要支援者それぞれの身体的な状況等に応じ、次の例のようなものを使用するなど必要な配慮をする。

(例)

- ① 聴覚障がい者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送、紙面
- ② 視覚障がい者：防災行政無線、広報車、電話、戸別訪問、受信メールを読み上げる携帯電話
- ③ 肢体不自由者：フリーハンド機能を備えた携帯電話

（３）避難行動要支援者マップの作成

災害時において、避難行動要支援者の所在を視覚的に把握し、迅速・確実な情報伝達や安否確認の一助とするために、必要に応じて自治会・町内会等や民生委員・児童委員と協力して各地域において避難行動要支援者マップの作成に努めることとし、変更等があった場合には随時、更新する。

（４）情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、情報伝達責任者を設定して支援班が行うことを基本とする。

さらに、水防法により杉戸町地域防災計画に規定している避難行動要支援者の関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報などを伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

5 関係機関等との連携

（１）自主防災組織

自主防災組織は、地域の防災活動の中核を担っており、個別計画の作成に係る作業を含め、避難行動要支援者の避難支援には必要不可欠である。そのため、避難支援のための一連のプロセスにおいても、実際の地域での支援についての連携・協力等、緊密に連携しながら作業を進めることに努める。

また、その過程において避難行動要支援者に関する個人情報の提供が必要になる場

合も考えられるため、個人情報の取扱いやその利用方法等についての理解を深めてもらうために説明会等を開催し、協力を仰ぐこととする。

（２）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民からの相談や支援活動を通じて、地域の避難行動要支援者のニーズや地域の福祉情報等を把握できる立場にある。このことから町は、その活動を通じた情報の収集及び提供について協力を仰ぐこととする。特に避難行動要支援者個々のニーズの把握や関係機関との必要な連携について、民生委員・児童委員と十分な調整を図ることとする。

（３）社会福祉関係機関

町は、町内における地域福祉の推進を担う杉戸町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの確保などの必要なマンパワーや保有する情報の提供について協力を仰ぐ。

また、在宅高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のための包括的な支援を提供する総合的な相談窓口として町内に設置している杉戸町地域包括支援センターとも緊密に連携し、必要な協力を得る。

さらに、福祉避難所の確保や避難行動要支援者の受け入れについては、町内の社会福祉施設等を保有する社会福祉法人等と事前に協定等を締結するなど、平素から協力体制の構築に努めるものとする。

（４）県及び近隣市町

町は、指定した町内の福祉避難所（すぎとピア）が被災し、受入れ態勢を整えることができない場合などを考慮し、近隣市町と避難行動要支援者の受入れについて事前に協定を締結するなど、平素から広域的な避難体制の構築に努める。

また、県幸手保健所と協力し、保有する情報の共有などにより必要な連携を図る。

６ 避難施設等の整備

避難行動要支援者の避難所は、原則的には、一般の避難所になる。しかし、避難行動要支援者の状況によっては、公民館や二次的な避難所である福祉避難所を利用する。

（１）避難所における避難行動要支援者受入れのための整備

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難

所で生活を送ることとなるため、町は、避難所となる施設について、平素よりバリアフリー化を推進するとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努める。

また、避難所開設後には、避難行動要支援者に配慮した食料や介護用品等福祉用具が必要となるため、それらの物資の備蓄や、迅速な調達のため各事業者等と事前に協定を締結するなど、平素から協力体制を構築するものとする。

（２）福祉避難所の指定

福祉避難所とは、一般の避難所での過度な負担や本人の身体状況にかかる必要性から、避難行動要支援者のために特別な配慮がなされた二次的な避難所であり、避難行動要支援者が安心して生活できる体制を整備するため、生活相談職員等の確保が比較的容易であることや耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適していることが、その指定要件となっている。

町は、これらの要件を備える公的な施設を福祉避難所として指定するほか、町内の民間福祉サービス事業者等で一定規模の施設を所管する業者等と事前に協定等を通じて、福祉避難所の確保に努めるものとする。

なお、福祉避難所を指定した場合は、地域防災計画や個別計画等の作成を通じて、その所在や避難方法を避難行動要支援者や地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係の十分な理解を得ることとする。

７ 普及啓発等

避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが重要となる。

また、「自助」「共助」「公助」の観点に立ち、災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者自身やその家族の日ごろの備え（自助）がその基礎となることを十分に周知することが必要である。

このため、町は、自主防災組織等と地域において連携・協力しながら、次のような防災意識の啓発に努めることとする。

（１）地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、避難行動要支援者の救出や避難誘導に当たって配慮すべき事項などの防災に関する知識について理解を促進するとともに、協働の考え方から、行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を図る。

（２）防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、町や地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者自身が参加する訓練・講習会等を実施する。

（３）避難行動要支援者及びその家族等の防災意識の啓発

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日ごろの備えも必要である。また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な備えや避難方法、さらに避難所での生活等について、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援等関係者等に対し周知することが必要である。

このため、町は、次の事項等について、避難行動要支援者への啓発、地域住民への周知と理解促進に努めるものとする。なお、周知に当たっては、点字や録音、イラスト、SPコード付きの文書等の利用、簡易な言葉の使用や漢字にはルビを振るなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努める。

① 隣近所や地域の各種団体との連携

- ・ 担当の民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておく。
- ・ 地域のさまざまな各種団体と日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくっておく。
- ・ 町や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。

② 必要な支援内容の伝達

- ・ 災害発生時に備え、必要としている支援を周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、カード等に記載するなどして準備しておく。

③ 避難経路の確認

- ・ 自宅から避難所までの経路を事前にチェックし、実際に家族や避難支援者等とともに歩いてみて、注意すべき場所や障害物等改善を要する点があれば、町や施設の管理者に連絡する。

④ 非常持出し品等の準備

- ・ 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめてお

き、いつでも携帯できるよう出入り口付近に備えておく。

- ・ 薬や医療器具等、個人の状況により特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておくなどの備えが必要となる。

⑤ 災害に備えた備蓄

ア 飲料水

- ・ 一人1日3リットルを目安として、3日から1週間分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な時期に注意しながら定期的に取り替える。

イ 食料

- ・ 電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食等の食料を3日から1週間分備え、保存期間に注意しながら定期的に取り替える。また、食物アレルギー等のある人は専用の食料等についても自己備蓄を心がける。

⑥ 外出時の備え

- ・ 自宅から外出した際に災害にあう場合も考えられる。外出時には周りの環境が大きく異なることから、よりいっそう周囲の人の支援や協力が必要となることが予想される。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要なものを携帯する。

⑦ 住宅の安全対策

ア 住宅の補強

- ・ 地震に対しては、建物の耐震性を確保することが何よりも重要であることから、住宅の耐震診断を受け、その結果により必要があれば耐震改修や耐震補強などを行う。門柱やブロック塀等についても同様に対応する。

イ 住宅の中の安全対策

- ・ 家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定する。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置をする。
- ・ 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておく。
- ・ 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておく。

(4) ハザードマップの活用

町は、水防法や土砂災害防止法等に基づき、浸水想定区域図をもとに各種ハザードマップを作成し、その周知が住民に徹底されるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口配布、インターネットの利用による公開等（町ホームページ）を行う。

また、ハザードマップを用いて避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民へ周知を行うことに努める。特に、避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図る。

併せて、避難支援等関係者等と平常時から災害時に避難し介護を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これらの情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制の構築に努める。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより避難場所や避難経路の確認を行い、洪水等の災害に備える。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、避難行動要支援者への確に情報を伝達し、個別計画に基づき、地域による支援や近隣住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導する。また、避難行動要支援者は、避難に比較的長い時間を要することが多いことから、安全な避難行動が行われるよう配慮しながら個別計画を運用する。

(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合や、発生の恐れがあり避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達方法により、迅速且つ確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話の輻そうや電力の寸断等により、固定電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、広報車等の人的手段による伝達も併用する。

(2) 避難経路

避難経路の選定に当たっては、洪水ハザードマップ等を参考にしながら、洪水初期の浸水が予想される危険な場所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮し、浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努める。

なお、家屋や屋外の状況（暴風雨等）によっては、避難せずに屋内に留まるという選択もありえることも留意する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導と安否確認

あらかじめ個別計画で定めた避難支援等関係者を中心に、地域住民で協力しながら

ら、避難行動要支援者の避難誘導を行う。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、より確実なものにするために、避難所において情報を収集し、登録者からの情報や町で保有する所在情報等との照合により、避難した避難行動要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握する。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成28年12月厚生労働省）に基づき、収集した安否情報については、避難行動要支援者本人や家族等の安心や生命、財産の保護等につながるよう、必要に応じて家族等関係者に提供する。

安否情報の収集の結果、安否が確認できない避難行動要支援者については、消防や県警察に救助や確認を依頼する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めたときは、同意がない場合でも、消防や県警察に情報提供を行う。

避難支援を実施する際に配慮すべき事項は概ね次のとおりである。

① 寝たきりや身体が虚弱な者

- ・ 毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車椅子や担架を使うなど、個人の状態に応じた方法をとる。
- ・ 日ごろから服用している薬を携帯する。

② 認知症者

- ・ 転倒しやすい家具から離れ、頭を守るように支援する。
- ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。
- ・ 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。
- ・ 不安から異常な行動をしたり、大声を出しても、大騒ぎしたり叱ったりしない。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、ほかの人から離れたところで様子を見るようにする。

③ 視覚障がい者

- ・ 座布団等で頭を守るように指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導する。
- ・ 避難支援等関係者のひじの上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけながら歩く。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにする。
- ・ あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に伝える。

④ 聴覚障がい者・言語障がい者

- ・ 手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をする。
- ・ 避難する際、避難支援等関係者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書くなどの手段により伝える。

⑤ 肢体不自由者

- ・ 自力での移動が困難な人の場合には、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させる。
- ・ 自力歩行が困難な人には、車椅子やストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣を行う。

⑥ 内部障がい者

- ・ ストーマ装具、酸素吸入器等常時使用する医療器具（機器によっては電気が必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関に誘導・搬送する。

⑦ 知的障がい者

- ・ 緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するように指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があれば、あらかじめ着替えを促す。
- ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
- ・ 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。
- ・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしない。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。

⑧ 自閉症者

- ・ できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。

2 避難所における支援

（１）避難行動要支援者に対する相談業務の実施

町の避難所配置職員は、自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿、個別計画及び安心カード等を活用し、避難行動要支援者の要望等を把握するとともに、避難所の巡回により避難行動要支援者からの相談を受け付ける。

（２）避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、避難行動要支援者のための応急的なバリアフリー設備等を速やかに仮設する。

さらに、避難生活が長期化し、特に体育館等を避難所としている場合などは、避難者の生活の質の向上・確保のため、生活環境の整備を行う。

また、高齢者、障がい者や児童等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、心のケア（ＡＳＤやＰＴＳＤなど）等を必要に応じて実施し、避難行動要支援者の状況に応じて一般の避難所から福祉避難所や二次的避難施設への移送や病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確化しておく。

（３）避難行動要支援者に配慮した物資の供給

避難所での避難行動要支援者については、その身体状況等によって日常生活に特別な物資等が必要な場合があるため、次の点に留意して、平素からの関係団体との調整等により、その確保に努める。

- ① 食料については、避難行動要支援者に配慮した柔らかく、温かい食事等を提供するとともに、飲料水の十分な供給にも配慮する。
- ② オストメイトのストーマ装具など、避難所に訪れたその日から必要不可欠となる日常生活用具のほか、車椅子や介護用ベッド等の福祉用具、オムツ等の衛生用品などについて、関係団体や県などと連携を図って供給体制を確保する。
- ③ 避難所内での需要に対する迅速、確実な物資の供給とその公平な分配を行うため、避難行動要支援者班が必要な物資の管理を行う。

（４）避難所での情報伝達

避難所における情報は被災者にとって大変重要なものであるので、視覚・聴覚障がい者等の情報の取得が困難である者に対して、音声による情報発信や紙による情報の掲示のほか、要約筆記や手話通訳、障がい者の言葉や動作を理解できる指導員を配置するなど、多面的、多重的な情報の発信を行い、確実な情報伝達に努める。

（５）保健福祉サービスの提供

避難所の避難行動要支援者に対しては、避難所においても必要な保健福祉サービ

スが受けられるよう、平素からの関係機関や民間のサービス提供事業者との連携により人員の確保等を行い、必要に応じて福祉施設等への一時入所等の保健福祉サービスを提供する。

3 在宅の避難行動要支援者への支援

自宅等の状況により、避難所への避難を必要とせず自宅等に留まっている避難行動要支援者についても、被災により日常的な生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供が可能になるよう努める。

(1) 情報収集と情報提供

在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者情報を保有する民生委員・児童委員や自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し、情報収集及び必要な情報提供を行うよう努める。

(2) 保健福祉サービスの提供

在宅の避難行動要支援者の生活を支えるためには、適切な保健福祉サービスの継続的な提供が欠かせないことから、保健福祉サービス提供事業者等と連携協力し、収集した情報をもとに被災した避難行動要支援者に対して、日常的に提供している保健福祉サービスの提供を行うよう努める。

(3) 物資の供給

収集した情報をもとに現況を把握し、関係団体や県との協力の下、流通備蓄等の利用により必要な物資をできる限り速やかに供給できるよう努める。

4 応急仮設住宅への入居

避難行動要支援者は、避難所での生活が大きな負担となるため、応急仮設住宅が設置された場合には、倒壊や焼失等により住宅が確保できない避難行動要支援者が優先して入居できるよう配慮する。

また、当該仮設住宅については、避難所と同様に避難行動要支援者の生活に配慮した設備等（洋式トイレや段差の解消等）を措置する。

さらに、テレビやラジオ等の情報機器や避難行動要支援者の身体の状態等を考慮し、生活物資の供給や保健福祉サービスの提供にも配慮する。